

事務連絡
令和2年3月3日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

行田市高齢者福祉課長

地域密着型サービスに係る運営推進会議等の臨時的な取扱いについて

日頃より、本市の介護保険事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、新型コロナウイルス感染の急速な拡大を防ぐための措置として、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）の取扱いを本日から当面の間、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

- 1 運営推進会議等の開催については、事業者判断としますが、延期または中止とした場合であっても運営基準違反としません。本取扱いは事業所判断で開催することを妨げるものではありませんが、開催する場合は、参加者に手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止に十分配慮してください。
- 2 運営推進会議等の開催を中止した場合でも、書面会議の開催により、構成員に対し資料を送付し、運営状況の報告を行い事業所に対する評価、要望、助言等を受けてください。
- 3 議事録に本来開催予定日と中止等の理由及び上記2の対応内容を記載し、事業所で保管、公表するとともに市へ議事録等を提出してください。
- 4 上記2・3を満たした場合は運営推進会議等を基準どおり開催したと見なします。

お問い合わせ

行田市役所高齢者福祉課介護保険担当
電話 048-556-1111（内線 277）